

議案第 15 号

羽生市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

羽生市工場立地法地域準則条例（平成 28 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）</p> <p>第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>			<p>（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）</p> <p>第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>		
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合 （以下「緑地面積率」という。）	環境施設面積の敷地面積に対する割合	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合 （以下「緑地面積率」という。）	環境施設面積の敷地面積に対する割合
都市計画法 （昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域 （以下「準工業地域」という。）	（略）	（略）	都市計画法 （昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域 （以下「準工業地域」という。）	（略）	（略）

都市計画法第8条第1項第1号の <u>工業地域</u> 又は <u>工業専用地域</u> （以下「 <u>工業・工専地域</u> 」という。）	(略)	(略)	都市計画法第8条第1項第1号の <u>工業専用地域</u> （以下「 <u>工専地域</u> 」という。）	(略)	(略)
都市計画法第20条第1項の規定により告示した川崎産業団地地区地区計画の区域（以下「 <u>川崎産業団地</u> 」という。）	(略)	(略)	都市計画法第20条第1項の規定により告示した川崎産業団地地区地区計画の区域（以下「 <u>川崎産業団地</u> 」という。）	(略)	(略)
（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）			（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）		
<p>第4条 特定工場の敷地が、前条の表に規定する区域又はそれら以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域の面積の割合（以下「<u>敷地割合</u>」という。）につき、<u>準工地域</u>、<u>工業・工専地域</u>又は川崎産業団地の敷地割合が最も高いときは当該区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。</p>			<p>第4条 特定工場の敷地が、前条の表に規定する区域又はそれら以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域の面積の割合（以下「<u>敷地割合</u>」という。）につき、<u>準工地域</u>、<u>工専地域</u>又は川崎産業団地の敷地割合が最も高いときは当該区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明